

「子供・若者育成支援推進大綱（案）に対する意見募集」へのパブリックコメント

P1 「第1 はじめに」第3段落のうち

「さらに、あらゆる子供・若者に自立の機会と活躍の場を用意するために、それぞれの子供・若者の置かれた状況等にきめ細かに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することにより、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共生社会の構築に一層の関心を払うべきである」を以下の通り修正してください。

「さらに、それぞれの子供・若者の置かれた状況等にきめ細かに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することにより、あらゆる子供・若者に自立の機会と活躍の場を用意するとともに、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共生社会の構築に一層の関心を払うべきである」

理由：元の文は意味を読み取り難いため。

P1 2 「(4) 社会形成への参画支援」のうち

「民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。」を以下の通り修正してください。

「民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障や福祉に関する理解、労働者の権利や義務及び消費に関する問題など、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。」

理由：共生社会の構築のために理解が必要な分野であるため。

P1 4 (慢性疾病を抱える児童への支援) について

「小児慢性特定疾病にかかっている児童に対する医療費助成及び自立を支援するための相談支援など、児童福祉法に基づき都道府県等が行う事業の促進等を図る。」を以下の通り修正してください。

「小児慢性特定疾病にかかっている児童に対する医療費助成、自立を支援するための相談支援、社会参加支援及び家族支援など、児童福祉法に基づき都道府県等が行う事業の促進等を図る。」

理由：平成 25 年 12 月に出された「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）」でも社会参加支援、家族支援について触れられており、また小児慢性特定疾病児童等自立支援事業でも、その内容として社会参加支援や家族支援（介護者支援）が盛り込まれているため。

P1 6 (社会内処遇を通じた取組等)のうち

「社会全体で非行から立ち直った少年を見守り、その健全な育成を支援する機運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。」を以下の通り修正してください。

「社会全体で非行から立ち直った少年を見守り、その健全な育成を支援する機運を醸成し、関係機関、学校、福祉関係者、民間協力者、地域の人々等が連携して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。」

理由：福祉関係者も社会内処遇に関わるべき事を明示するため。

P2 4(総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成)

「相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO等の職員を対象に、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子供・若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施する。」を以下の通り修正してください。

「相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO等の職員を対象に、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子供・若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施するとともに、社会福祉士等の国家資格所持者を活用する。」

理由：総合的な支援を行うコーディネーターを確保するためには、研修の実施とともに、相談支援の国家資格である社会福祉士等を活用すべきであるため。なお、「等」は精神保健福祉士を指している。

P2 4(児童福祉に関する専門職)

「保育士、児童福祉司など児童福祉施設や児童相談所の職員について、必要な体制の確保に努めるとともに、研修を充実させ、専門性の向上を図る。」を以下の通り修正してください。

「保育士、児童福祉司など児童福祉施設や児童相談所の職員及びスクールソーシャルワーカーについて、必要な体制の確保に努めるとともに、社会福祉士等の活用や研修の充実により、専門性の向上を図る。」

理由：子供・若者の支援においては、学校は重要な社会資源であり、学校における福祉に関する専門職としてスクールソーシャルワーカーを記載する必要があるため。また、その専門性の確保の観点から、国家資格である社会福祉士を記載することが適当であるため（(思春期の心理関係専門職)では精神保健福祉士が明示されている）。